

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(単位:円)

月	1号			2・3号			
	4・5歳児	3歳児	満3歳児	（上段＝標準時間		下段＝短時間）	
				4・5歳児	3歳児	1. 2歳児	0歳児
4月	53,175	69,565		61,260	77,140	125,670	
				55,160	71,040	119,570	
5月	53,175	69,565		61,310	77,190	125,720	206,660
				55,210	71,090	119,620	
6月	52,825	69,215	118,815	61,220	77,100	125,630	206,570
				55,120	71,000	119,530	
7月	52,905	69,295	118,895	61,100	76,980	125,510	206,450
				55,000	70,880	119,410	
8月	52,825	69,215	118,815	61,100	76,980	125,510	206,450
				55,000	70,880	119,410	
9月	52,705	69,095	118,695	61,100	76,980	125,510	206,450
				55,000	70,880	119,410	
10月	52,355	68,745	118,345	61,100	76,980	125,510	206,450
				55,000	70,880	119,410	
11月	52,205	68,595	118,195	61,150	77,030	125,560	206,500
				55,050	70,930	119,460	
12月	51,965	68,355	117,955	61,260	77,140	125,670	206,610
				55,160	71,040	119,570	
1月	51,965	68,355	117,955	61,220	77,100	125,630	206,570
				55,120	71,000	119,530	
2月	52,065	68,455	118,055	61,150	77,030	125,560	206,500
				55,050	70,930	119,460	
3月	55,785	72,175	121,775	64,940	80,820	129,350	210,290
				58,840	74,720	123,250	

(参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。
- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび令和2年度の実績を報告するものです。